

福岡商工会議所有料記帳指導事業の利用について

令和6年2月13日制定

令和7年4月1日改正

(目的)

第1条 この利用について(以下、「利用ルール」)は、福岡商工会議所(以下、「当所」という。)が提供する有料記帳指導事業(以下、「本事業」という。)の利用に関し定めるものであり、本事業利用者(以下、「利用者」という。)はこの利用ルールに従い本事業を利用するものである。

(役務内容)

第2条 本事業は、記帳水準の向上および申告納税制度の推進を目的に、次の各号に掲げる役務を提供する。

- (1) 税務および経理処理全般に関する指導
- (2) 記帳および決算に関する指導
- (3) 税務書類の作成に関する指導
- (4) 税務官公署への申告等に関する指導業務(電子申告における申告等データの作成および代理送信を含む。)

(派遣税理士への業務委託)

第3条 本事業は、利用者の納税義務の適正な実現を図るため、九州北部税理士会から派遣された税理士(以下、「派遣税理士」という)に業務の一部を委託することができる。

(対象)

第4条 本事業の対象は、原則として、福岡市内の個人事業者であり、かつ、当所の会員である者とする。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、利用者が利用を開始した日(第7条に規定する利用登録が完了した日)から、同日以降に初めて到来する3月末日までとする。
2 期間満了の前月までに利用者から解約の届出がない場合は、実施期間を1年延長するものとする。

(利用料)

第6条 本事業で徴収する料金（以下「利用料」という。）は、当所が別に定める料金表による。

- 2 利用料は、利用者が本事業の利用を開始した月から発生する。ただし、利用料の日割り計算は行わない。
- 3 既納の利用料は、原則返金しない。
- 4 利用料の支払いは、当所が指定する方法により支払う。

(利用登録)

第7条 利用者は、本利用ルールに定める申込書によって利用登録を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当所は、利用登録を承認しないことがある。

- (1) 第4条に規定する本事業の対象に該当しない場合
- (2) 申込みの内容に虚偽がある場合
- (3) 当所年会費の未納者に該当する場合
- (4) 当年度に本事業の利用を第12条に基づき利用解除した者に該当する場合
- (5) その他、当所が利用登録を相当でないと判断した場合

(資料等の提供及び責任)

第8条 利用者は、本事業の利用に必要となる説明、書類、記録その他の資料（以下「資料等」という。）について、その責任と費用負担において当所に提供しなければならない。

- 2 本事業の業務には、法定期限等が存するため、前項の利用者の資料等の提供は、当所が指定する期限の内に、提出しなければならない。資料等の提出が当所の正確な事業遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は利用者において負担する。
- 3 資料等の提供は、当所が指定する方法による。
- 4 利用者の資料等の不足、不備等に起因する不利益は、利用者の責任とする。
- 5 本事業の利用における一切の資料等の保管については、利用者自身の責任において行うものとする。

(特定個人情報を含む個人情報の取扱い)

第9条 利用者は本事業の実施期間中において、次のことに同意する。

- (1) 当所及び派遣税理士が税務書類の作成のための相談等に際し、利用者の特定個人情報を含む個人情報を取り扱うこと。

- (2) 当所が電子情報処理組織を利用して税務書類の作成を派遣税理士に依頼するに当たり、利用者の利用者識別番号、利用者 ID を派遣税理士が代理取得すること。
- (3) 当所が電子情報処理組織を利用して税務書類の作成を派遣税理士に依頼するに当たり、利用者の利用者識別番号、利用者 ID を派遣税理士に通知すること。
- (4) 派遣税理士が、利用者の利用者識別番号、利用者 ID を使用して当該税務書類を税務官公署に送信すること。

(利用解約)

第 10 条 利用者は、本事業を解約するときは、解約日の属する月の前月までに、当所に書面等で申し出ることとする。

- 2 当所は、解約手続きが完了した後、利用者の書類等（複製物を含む。）及び登録情報を削除できるものとし、削除により利用者が損害を被ったとしても、当所は一切その責任を負わない。

(利用制限・停止)

第 11 条 当所は、利用者が正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合には、相当期間内に利用制限・停止該当事由を是正するよう通知を行った上で、本事業の利用を制限または停止することができる。

- (1) 当所年会費の未納者に該当する場合
- (2) 当所より利用料を請求してから 2 か月支払わない場合
- (3) 当所からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- (4) その他、当所が不適切と判断する行為をした場合

(利用解除)

第 12 条 当所は、利用者が第 11 条に基づく利用制限・停止の日から 30 日以内（第 11 条に基づく通知に記載の期限）に該当事由を是正しない場合、本事業の利用を解除することができる。

- 2 当所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本事業の利用を解除することができる。
 - (1) 利用登録の情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (2) 職員の業務を妨げる行為を行った場合
 - (3) 第 8 条第 1 項ないし第 3 項に違反した場合
 - (4) 当所の定款第 21 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号に該当する場合
 - (5) その他本事業の利用契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

(事業の中断・休止)

第13条 当所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本事業の実施を中断または休止することがある。

- (1) 本事業で使用するコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- (2) 当所のコンピュータまたは通信回線等が、事故により停止した場合
- (3) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本事業の実施が困難となった場合
- (4) その他当所が本事業の実施が困難と判断した場合

(作成責任)

第14条 本事業による計算書類の作成、税務書類の申告等についての最終的な責任は、利用者にあるものとする。

(本事業および利用同意事項の変更)

第15条 当所は、必要と判断した場合には、本事業および利用同意事項を変更することができるものとする。

(免責事項)

第16条 本事業で利用者に生じた損害においては、当所の故意又は過失に起因する場合を除き、当所は責任を負わないものとする。

- 2 当所の故意又は過失により利用者に生じた損害の賠償は、当該損害が発生した年度に、利用者から受領した利用料の額を上限とする。

附 則

本利用ルールは、令和6年2月13日から施行する。

附 則

本改正利用ルールは、令和7年4月1日から施行する。